

決算引き上げ分に係る地方消費税交付金の使途の状況

平成26年4月から消費税率が引き上げられ、引上げ分の地方消費税収入については、社会保障4経費（年金、医療、介護、少子化対策）その他社会保障施策に要する経費に充てることとされています。

播磨町における令和4年度決算の使途の状況は、次のとおりです。

（１）引き上げ分の地方消費税交付金 433,756千円

（２）使途の状況

1. 社会福祉 196,834千円
（障害者福祉、児童福祉などに係る経費に充当）

2. 社会保険 229,230千円
（国民健康保険、介護保険事業などに係る経費に充当）

3. 保健衛生 7,692千円
（障害者医療、母子保健などに係る経費に充当）

計 433,756千円